

○建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要領（抜粋）

平成25年 3月29日訓令乙第5号

改正

平成25年 4月 1日告示第36号

平成26年 3月31日訓令乙第2号

平成28年 3月31日訓令乙第2号

平成29年 1月12日訓令乙第1号

建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要領

(等級の格付基準)

2 等級の格付は、3に定める方法により算定した総合数値に基づき、次の基準により行うものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	900以上	800以上	900以上	600以上
B	700以上 900未満	700以上 800未満	800以上 900未満	500以上 600未満
C	550以上 700未満	600以上 700未満	800未満	500未満
D	550未満	600未満		

(総合数値の算定方法)

3 総合数値の算定は、次の方式による。

$$\text{総合評価値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

X₁ : 完成工事高の評点

X₂ : 自己資本額及び平均利益額の評点

Y : 経営状況の評点

Z : 技術力の評点

W : その他の審査項目（社会性等）の評点

改正

昭和60年11月1日告示第82号

昭和61年10月13日告示第66号

昭和62年2月16日告示第7号

平成2年3月28日告示第28号

平成3年5月1日告示第39号

平成5年3月15日告示第24号

平成12年2月23日告示第12号

平成24年4月1日告示第25号

平成27年3月31日告示第30号の8

令和4年3月1日告示第32号

令和6年3月29日告示第71号

競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れ及び売払い（不用品の処分に限る。以下同じ。）並びに建設コンサルタント業務等の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加に必要な資格

1 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第1において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

2 一般建設業者の競争入札参加資格

（一般建設業者の競争入札参加資格）

（1）競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、法第3条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類建設工事について、法第27条の23第1項の規定による審査の申請をしていること。

ウ ア及びイに定めるほか、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札参加資格を有する者は、競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事を、競争入札に参加しようとする年度開始の日の属する年の1月1日（以下「基準日」という。）の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上建設業を営んでいること。

エ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者は除く。

（格付と発注基準金額）

（2）（1）に定めるほか、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札参加資格を有する者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「発注基準金額」という。）の区別に応じ、同表第1欄に掲げる等級に格付された者とする。ただし、建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札について特に必要があると認める場合においては、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級から直下位等級までに格付けされた者とする。

工事区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	1,000万円以上	1,000万円以上	300万円以上	300万円以上
B	6,000万円未満	8,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満
C	5,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
D	1,000万円未満	1,000万円未満	—	—

（建設工事入札参加資格審査申請書等の提出）

（3） 競争入札に参加しようとする者は建設工事入札参加資格審査申請書等（以下第1において「申請書等」という。）を提出するものとし、その方法、時期、その他必要な事項は別に定める。

（競争入札参加資格の認定）

（4） 競争入札参加資格の認定は、申請書等に基づき、次に掲げる事項について、審査、認定することにより行うものとし、更に、土木一式工事及び建築一式工事の競争入札参加資格についてはA・B・C及びDの4等級に、電気工事及び管工事の競争入札参加資格についてはA・B及びCの3等級に格付けすることにより行うものとする。

ア 経営規模

- a 工事種類別年間平均完成工事高
- b 自己資本額
- c 職員数

イ 経営状況

- a 完成工事高経常利益率
- b 総資本経常利益率
- c 損益分岐点比率
- d 流動比率
- e 当座比率
- f 運転資本保有月数
- g 一人当たりの完成工事高対数
- h 一人当たりの付加価値対数
- i 一人当たりの総資本対数
- j 固定比率
- k 自己資本比率
- l 固定負債比率

ウ その他の評価項目

- a 技術職員数
- b 営業年数

(定期の審査等)

(5) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については追加認定を行うことができる。

(建設工事の内容)

(6) 格付を行う建設工事の内容は、次の表の第1欄に掲げる工事につき、同表の第2欄に掲げる内容とする。

建設工事の種類 1 欄	建設工事の内容 2 欄	建設工事の例示 3 欄
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造	道路工事（工事の内容により土木一式工事に該当しない工事を除く。以下本

	又は解体する工事を含む。以下同じ。)	欄において同じ。)、隧道工事、河川工事、橋梁工事、港湾工事、砂防工事、街路工事、土地区画整理工事、下水道工事、ほ場整備工事、かんがい排水工事、ダム建設工事、治山工事
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	住宅、学校、体育館、病院又は庁舎等の建設工事（工事の内容により建築一式工事に該当しない工事を除く。）
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事

※土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二つ以上の専門工事の組み合わせは要件でなく工事の規模、複雑性からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

(通知)

(7) 町長は、資格を認定したときは、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(適用除外)

(8) (2)の規定は、次の各号の一に該当する工事については適用しない。

ア 災害復旧工事

イ 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関する工事

ウ 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事

エ 前各項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認める工事

(資格の有効期間)

(9) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の決定の日の翌日から翌々年の当該資格の決定の日までとする。

第2 物品製造の請負又は物品の買入りに係る競争入札参加者に必要な資格

(物品の製造の請負又は買入りに係る競争入札参加者に必要な資格)

1 物品の製造の請負い又は買入りに係る競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書を提出した者とする。

(資格審査の申請)

2 競争入札に参加しようとする者は、西暦奇数年の1月10日から1月31日までに管財課へ資格審査申請書を提出しなければならない。

(添付書類)

3 前項により資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 営業経歴書

(2) 資格審査申請書提出前1か年における納税済を証する書類

(3) 法人にあつては、登記簿謄本、個人にあつては身分証明書

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合、許可、認可等を受けていることを証する書類

(5) 使用印鑑届

(資格の有効期間)

4 競争入札に参加資格の有効期間は、2会計年度とする。

第3 建設コンサルタント業務等の請負契約に係る競争入札参加に必要な資格

1 建設コンサルタント業務等の業種区分

(業種の区分)

(1) 競争入札参加資格審査の業種区分は、次の各号に掲げるものとする。

ア 測量

イ 建築関係建設コンサルタント業務

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

エ 地質調査業務

オ 補償関係コンサルタント業務

2 建設コンサルタント業務等の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格)

(1) 建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

イ 競争入札に参加しようとする年度開始の日の属する年の1月1日(以下「基準日」という。)の直前2年の各事業年度の期間において業務完了のさせた実績があり、かつ、基準日の直前で到来した事業年度の終了の日まで引続き2年以上建設コンサルタント業務等の業を営んでいること。

(格付と発注基準額)

(2) 削除

(競争入札参加資格審査の申請)

(3) 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の1月10日から1月31日までに管財課へ資格審査申請書を提出しなければならない。

(競争入札参加資格の認定)

(4) 競争入札参加資格の認定は、申請書等に基づき、次に掲げる事項について審査、評定することにより行うものとする。

ア 年間平均実績高

イ 自己資本の額

ウ 職員の数

エ 営業年数

オ 技術職員以外の職員の数

カ 流動比率

キ 総資本純利益率

(定期の審査等)

(5) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については、追加認定を行うことができる。

(建設コンサルタント業務等の内容)

(6) 建設コンサルタント業務等の内容は、次表に掲げる内容とする。

業務の種類	業務の内容
-------	-------

測量	測量業務全般
建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務
土木関係建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計、調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務
地質調査業務	地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことを請負又は受託する業務
補償関係コンサルタント業務	各種補償業務

(通知)

(7) 町長は、資格を認定したときは、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(資格の有効期間)

(8) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の決定の翌日から翌々年の当該資格の決定の日までとする。

附 則

- 1 この告示は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（昭和53年告示第2号）は廃止する。
- 3 この告示の施行の際現になされている指名等については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年11月1日告示第82号）

- 1 この告示は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この改正告示は、昭和61年度の建設工事から適用し昭和60年度の建設工事については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月13日告示第66号）

この告示は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月16日告示第7号）

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日告示第28号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月1日告示第39号）

この告示は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月15日告示第24号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月23日告示第12号）

この告示は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第25号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第30号の8）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日告示第32号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第71号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。